

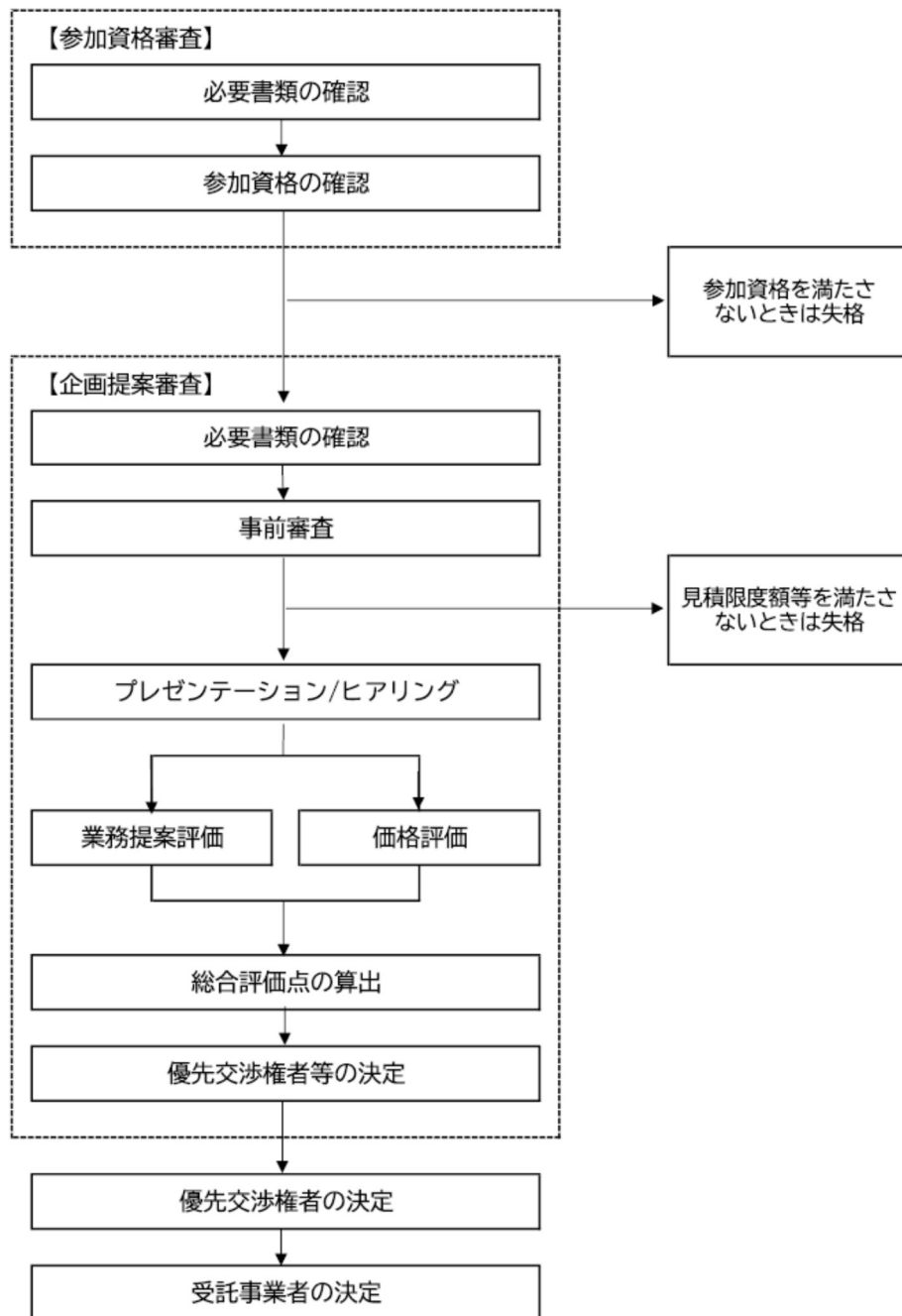
笛吹市上下水道料金センター業務委託事業者選定基準

1 審査方法

受託事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により実施し、本事業の目的に最も合致した業務遂行能力等を有する事業者を選定する。

2 受託事業者選定手順

受託事業者決定までのフローは下図に示すとおりとする。



3 選定委員会の設置

笛吹市上下水道料金センター業務委託に係る受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、厳正かつ公平に行うため、笛吹市上下水道料金センター業務委託プロポーザル方式事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という）を設置する。

4 参加資格審査

(1)参加表明書等の確認

審査委員会事務局である公営企業部業務課(以下「事務局」という)は、応募事業者から提出された参加資格確認書類について、企画提案実施及び作成要領（以下「実施要領」という）に定める書類がすべて揃っていることを確認する。

(2)参加資格要件の確認

事務局は、応募事業者が実施要領に記載した参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

5 企画提案書等に係る事前審査

(1)企画提案書等の確認

事務局は、参加事業者から提出された業務提案に係る提出書類について、実施要領に定める必要書類がすべて揃っていることを確認する。

(2)事前審査の内容

事務局は、参加事業者からの提出書類について、実施要領に基づき、次に掲げる事項を事前審査する。条件を満たしていない場合は失格とすることができる。

- ① 提案見積金額が限度額以下であること。
- ② 提案内容が要求水準を満たしていること。
- ③ 提案見積金額の算定が実施要領等に基づいていること。
- ④ 参加事業者が財政的な契約履行能力を有すること。

6 プレゼンテーション及びヒアリング

審査委員会は、資格審査及び事前審査を通過した参加事業者を対象として、提案内容の確認等のため、プレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。実施の詳細については、事前に参加事業者に通知するものとする。

(1) 実施時期等

実施時期は令和3年10月上旬を予定し、日時、場所及びヒアリング内容等の詳細については、事前に参加事業者に通知するものとする。

(2) 実施方法

参加事業者によるプレゼンテーションは、次のとおり行う。なお、その他事項については、実施時期等と併せて通知するものとする。

- ① プレゼンテーションは、公正を期するため、参加事業者名を伏せて実施する。
- ② 参加人数は4名以内とし、本業務における総括責任者（予定）は必ず出席すること。
- ③ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。
- ④ プレゼンテーションは、1事業者につき40分以内、ヒアリングは15分程度とする。
- ⑤ プレゼンテーションは、企画提案書に記載したものに限り、追加の提案は認めない。
- ⑥ プレゼンテーションに必要な機材等については、事務局が準備するもののほか、必要な機材等があるときは、参加事業者が準備するものとする。

7 提案内容の審査と評価

(1) 審査方法

委員会は、業務提案の内容に対し、「実施要領11 企画提案書の記載内容」に示す審査項目（別添資料 企画提案書評価項目）に基づき、専門的見地から評価し、能力点「業務提案評価点」を算定する。また、価格点「価格評価点」は予め定める算定式に見積金額を入力し算定する。

(2) 総合評価点の算出

能力点「業務提案評価点」及び価格点「価格評価点」を合算し、総合評価点を算出する。

8 受託事業者の選定

(1) 選定候補者の決定

委員会は、総合評価点により参加事業者の評価順位を決定し、最も評価点が高い参加事業者を優先交渉権者とする。最高評価点が2者以上となったときは、価格点「価格評価点」が高い提案者を優先交渉権者とする。この場合においても同点のときは、各委員の投票により優先交渉権者を決定するものとする。

(2) 優先交渉権者及び受託事業者の決定

事務局は委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定し、契約交渉を行う。優先交渉権者との契約締結をもって受託事業者の決定とし、業務の引継ぎ等を開始するものとする。